

千葉県妊婦一般健康診査実施要綱

千葉県妊婦一般健康診査実施要綱（昭和63年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、妊婦の保健管理の向上を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施する妊婦一般健康診査（以下、「健康診査」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（実施対象者）

第2条 健康診査の対象者は、本市に住所を有する妊婦とする。

（実施方法）

第3条 健康診査の実施については、次の各号に定める医療機関及び助産所（以下「健診機関」という。）において実施するものとする。

- （1） 両市立病院
- （2） 市長が契約した医師会加入の医師が健康診査を行う医療機関
- （3） 市長が契約した助産師会加入の助産師が健康診査を行う助産所
- （4） 前2号及び3号に定める医療機関及び助産所以外で、必要に応じ市長が契約した医療機関及び助産所

2 健康診査は、妊婦一人につき14回とする。

3 妊婦は、妊婦一般健康診査受診票（様式第1号から様式第14号）（以下「受診票」という。）を健診機関に提出して受診するものとする。なお、受診票については、2枚複写とし、1部は請求用（以下「受診票（請求用）」という。）、1部は健診機関控用とする。

（内容等）

第4条 受診票により実施する標準的な項目は、別表1のとおりとする。

2 各健診機関が取り扱い可能な受診票は、別表2のとおりとする。

（結果の記載及び事後指導）

第5条 健診機関は、健康診査の結果を妊婦一般健康診査結果表に記載するものとする。

2 前項の結果を受けて、市長は、当該妊婦に対して健診機関と連絡を取りつつ、必要に応じて保健指導を実施するものとする。

（受診票の交付）

第6条 受診票の交付方法については、千葉県母子健康手帳取扱要領を準用する。

2 受診票の交付枚数と種類については、次の各号のとおりとする。

- （1） 妊娠届出時の交付については、14枚とする。
- （2） 他自治体において、母子健康手帳の交付を受けた後、本市へ転入した者への交付枚数と種類については、転入した日を基準として、別表3のとおりとする。ただし、妊娠初期に実施する血液検査を実施していないことが確認された時は、別表3に定める交付数に追加してA票についても交付する。
- （3） 再交付を希望するものについては、受診票の使用状況を確認の上、未使用の受診票について、交付する。なお、使用状況が不明な場合は、申請日を基準として、別表3のとおり交付する。

（費用の請求、審査、支払）

第7条 健診機関が健康診査を行った場合、これに要した費用（以下「健康診査料」という。）は、市長が審査支払に係る事務を委託した機関（以下「委託契約機関」という。）に請求するものとし、別途委託契約機関が定める送付書に受診票（請求用）を添えて送付する。

- 2 委託契約機関は、内容を審査し、健診機関ごとの各受診票取り扱い枚数と健康診査料を記載した請求内訳書を添えて市長に請求するものとする。
- 3 委託契約機関は、市長から健康診査料の支払いがあったときは、前項の請求内訳書に基づいて、指定金融機関を通じて健診機関に支払うものとする。
- 4 健康診査料については、別に定める。
- 5 健康診査料の審査及び支払いに対する事務の委託については、別に定める。

(里帰り等妊婦への助成)

第8条 健康診査を里帰り等の理由により、第3条に定める方法で受診することができない者に対し、健康診査料を助成するために必要な事項は、千葉市里帰り等妊婦一般健康診査料助成事業実施要綱で定める。

(多胎妊婦への助成)

第9条 多胎妊娠を理由とし、妊婦一人につき14回の助成回数を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した者で、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5に定める「病院」または「診療所」若しくは同法第2条に定める「助産所」(以下、「医療機関等」という。)で実施した健康診査料を助成するために必要な事項は、千葉市多胎妊婦健康診査料助成事業実施要綱で定める。

(市民への周知)

第10条 市長は、健康診査の円滑な実施を図るため、妊娠届出の早期提出の励行を図る他、対象者を的確に把握するため市民に周知を行うものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類のうち、様式1の(1)号はこの要綱による改正後の様式1の1号として、同様に、様式1の(2)号は様式1の4号によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、「医療機関」を「健診機関」及び「医師」を「医師または助産師」と読み替えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類のうち、様式1の1号はこの要綱による改正後の様式第1号としてみなす。同様に、様式1の2号は様式第3号、様式1の3号は様式第5号、様式1の4号は様式第8号並びに様式1の5号は様式第11号によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

別表1(第4条)

健康診査の時期と内容等		
受診票名称	票種 (OCR読取用の番号)	項目
A票	3	基本的な妊婦健康診査 血液型(ABO・Rh・赤血球不規則抗体)、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、血糖、貧血、風疹ウイルス抗体検査、HIV抗体検査子宮頸がん検査(細胞診)
B票	D	基本的な妊婦健康診査、超音波検査(経腹法)
	E	
	H	
	L	
C-1票	6	基本的な妊婦健康診査
	7	基本的な妊婦健康診査
	8	基本的な妊婦健康診査
	K	基本的な妊婦健康診査、B群溶血性レンサ球菌
	9	基本的な妊婦健康診査、貧血
	M	基本的な妊婦健康診査
	G	基本的な妊婦健康診査
C-2票	F	基本的な妊婦健康診査、クラミジア検査
	N	基本的な妊婦健康診査、血糖、貧血、HTLV-1抗体検査

「基本的な妊婦健康診査」とは、

- ・健康状態の把握(問診等による経過観察のほか、必要に応じ内診等。)
- ・定期検査(妊婦の健康状態及び胎児の発育状態確認のための基本検査。検査の例:子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査(糖・蛋白)、体重(第1回目の健康診査では、身長測定も実施。)
- ・保健指導(食事指導や生活指導のほか、養育支援を必要とする妊婦に適切な保健・福祉サービスが提供されるよう調整・支援。)

別表2(第4条第2項)

取扱可能:○ 取扱不可:× 超音波検査のみ取扱不可:△

クラミジア検査・HTLV-1検査のみ取扱不可:☆

受診票名称	票種(OCR読取用の番号)	医療機関	有床助産所	無床助産所
A票	3	○	×	×
B票	D	○	△	△
	E	○	△	△
	H	○	△	△
	L	○	△	△

C-1票	6	○	○	○
	7	○	○	○
	8	○	○	○
	K	○	×	×
	9	○	○	×
	M	○	○	○
	G	○	○	○
C-2票	F	○	☆	☆
	N	○	☆	×

別表3（第6条第2項第2号）

妊娠週数	交付枚数	受診票及び票種												
		B票				C-1票						C-2票		
～15週	13枚	D	E	H	L	6	7	8	K	9	M	G	F	N
16～19週	12枚		E	H	L	6	7	8	K	9	M	G	F	N
20～23週	11枚		E	H	L		7	8	K	9	M	G	F	N
24～25週	10枚			H	L		7	8	K	9	M	G	F	N
26～27週	9枚			H	L			8	K	9	M	G	F	N
28～29週	8枚			H	L			8	K	9	M	G		N
30～31週	7枚			H	L			8	K	9	M	G		
32～33週	6枚			H	L				K	9	M	G		
34～35週	5枚				L				K	9	M	G		
36週	4枚				L					9	M	G		
37週	3枚				L						M	G		
38週	2枚										M	G		
39週	1枚											G		

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。